

(証券コード 6856)

2021年3月5日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社 堀 場 製 作 所

取締役社長 足 立 正 之

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月26日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月27日（土曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）
2. 場 所 京都市南区吉祥院前河原町18番地 堀場テクノサービス本社ビル 6階 テクノプラザ

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、やむなく会場または開始時刻が変更となる場合、
当社ウェブサイト (<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>)
にてお知らせいたします。

3. 目的事項

報告事項

1. 第83期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第83期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

取締役8名選任の件

※本年はご出席株主様へのお土産の配布はいたしません。
また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年3月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2021年3月26日（金曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、47頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主でない代理人及び同伴の方等、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
 4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

株主の皆様の安全を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応を次のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

[株主の皆様へのご理解とご協力のお願い]

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 会場内の座席は前後・左右の間隔を拡げて設置し、座席数は100席程度とさせていただきます。満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ご来場の株主様は、マスクのご持参及びご着用、アルコール消毒のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、会場の入り口付近にて、非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。場合によっては、運営スタッフが追加で検温のご協力をお願いすることがございますが、その際はご協力をいただくとともに、“発熱がある”と認められる際はご入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様は、マスクのご着用及び検温等へご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。

[当社の対応]

- 本年はご出席株主様へのお土産の配布はいたしません。また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。
- 当社役員及び運営スタッフは、マスク等の着用で対応させていただきます。
- 当社役員は、本総会当日の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- 議事の時間を短縮するため、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- JR京都線西大路駅及び阪急京都線西京極駅への当社で用意するバスの運行はいたしません。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、やむなく会場または開始時刻が変更になる場合、当社ウェブサイト (<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>) にてお知らせいたします。

株主総会映像のライブ配信について

本総会につきましては、ご来場いただけない株主様もインターネットの手段を用いて株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことができます（以下、ライブ配信をご視聴いただく株主様を「バーチャル参加株主様」といいます。）。なお、バーチャル参加株主様は、株主総会に「出席」したものと扱われません。

1. ライブ配信のご視聴方法

株主様専用のウェブサイトにはアクセスいただき、ID及びパスワードをご入力ください。

※詳細は、同封の「第83回定時株主総会におけるライブ配信について」をご確認ください。

2. ご注意事項

- バーチャル参加株主様は、当日採決に参加し議決権行使をいただくことはできないため、2021年3月26日（金曜日）午後5時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 通信環境等の影響により、ライブ配信の映像及び音声の乱れ、あるいは一時中断されるといった通信障害が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害によりバーチャル参加株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- ライブ配信の映像の撮影、録音、録画行為またはインターネット等での無断公開は固くお断りします。
- ご視聴いただくための通信料は、バーチャル参加株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
- ご出席株主様のプライバシーに配慮し、配信映像は当社役員を映すのみといたしますが、やむを得ずご出席株主様のお姿が映りこんでしまう可能性があります。
- 株主様以外が、本総会のライブ配信をご視聴いただくことはお断りします。
- その他、ライブ配信につきまして、やむを得ずシステム障害等による事情変更が生じた場合の対応、その他のお知らせにつきましては、適宜当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）にてご案内いたします。

株主様からの事前質問受付について

本総会の目的事項につきまして、株主様より当社ウェブサイトまたは同封のがきにて、ご質問をお受けします。多くお寄せいただいたご質問を中心に後日当社ウェブサイトにて回答させていただきます。詳細は当社ウェブサイト及びはがきのご注意事項をご確認ください。

1. 当社ウェブサイトでのご質問受付フォーム

<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>

2. 受付期間

2021年3月5日（金曜日）から2021年3月19日（金曜日）まで

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

2021年1月1日より以下のとおり事業部門(セグメント)の名称を変更しています。この変更は名称の変更であり、事業部門(セグメント)情報に与える影響はありません。なお、当連結会計年度及び前連結会計年度の事業部門(セグメント)情報についても変更後の名称で記載しております。

変更前	変更後
自動車計測システム機器	自動車
環境・プロセスシステム機器	環境・プロセス
医用システム機器	医用
半導体システム機器	半導体
科学システム機器	科学

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症拡大と、感染症拡大に伴う移動制限等により、多岐にわたる産業が経済面での影響を受けました。分析・計測機器業界を振り返りますと、前述の状況を受け、自動車や環境関連では、企業の設備投資や研究開発投資が鈍化、また、医用関連では、新型コロナウイルス感染症拡大により通院患者が減少しました。一方で、半導体関連では、テレワークやデジタルビジネスの拡大に伴い、半導体需要が増加、半導体メーカーの設備投資が増加しました。

この間、為替相場を見ますと、当連結会計年度の平均為替レートは、1 USドル106.76円、1 ユーロ121.88円と、前年と比べUSドルは2.1%の円高、ユーロは0.1%の円高になりました。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をグローバルで受けたものの、テレワーク制度やオンライン・コミュニケーション・ツールの活用等により事業活動を継続することができました。当連結会計年度に実行した事業部門(セグメント)別の強化施策といたしましては、次のとおりです。

自動車セグメントでは、実路走行排ガス試験(Real Driving Emissions、RDE)規制に対応し、自動車開発の効率化に貢献するアプリケーション「RDE+ (プラス)」を市場投入しました。また、電動化車両やコネクテッド・自動運転車両の評価試験システム等の開発も進め、次世代モビリティ開発に必要な新製品やサービスの拡大を図りました。

環境・プロセスセグメントでは、ガス計測分野、水質計測分野双方において、新製品の継続的な市場投入を図りました。また、環境測定データをリアルタイムにまとめてモニタリングできるソフトウェアを開

発、お客様の環境対策に資するデータマネジメントビジネスの拡大に取り組みました。

医用セグメントでは、製品ラインアップを拡充するとともに、2018年にローム株式会社から事業を承継した小型臨床化学分析装置の販売拡大等を図り、国内外での事業拡大に取り組みました。

半導体セグメントでは、最先端の半導体製造装置に適したマスフローコントローラーや薬液濃度モニター等の販売を開始、製品市場シェアの維持拡大に努めました。また、大学や研究機関との連携も継続して進め、将来必要とされるコア技術のすそ野拡大に取り組みました。

科学セグメントでは、株式会社島津製作所との協業や国立研究開発法人産業技術総合研究所との共同開発等、社外との連携を強化し、ビジネス領域の拡大に努めました。また、バイオリフサイエンス分野への製品投入を加速することで、新たな市場の獲得を図りました。

重要な投資案件としては、サービスビジネス拡大への基盤を構築するため、日本において株式会社堀場テクノサービスの新社屋を建設しました。また、成長に必要な投資として、中国でのビジネス拡大に向けた中国新拠点の建設、2018年に買収したバッテリー試験装置や燃料電池試験装置の開発・製造・販売を手掛けるホリバ・フューエルコン社（ドイツ）の供給力強化のための新社屋建設等、新型コロナウイルス感染症拡大という状況においても、将来の成長に向けて必要な投資を継続して行いました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における当社の業績は、売上高187,080百万円と前期比6.6%の減収となり、利益面でも営業利益19,694百万円、経常利益19,399百万円、親会社株主に帰属する当期純利益13,188百万円とそれぞれ前期比5.8%、5.5%、14.8%の減益となりました。

事業部門（セグメント）別の状況は、次のとおりであります。

（自動車セグメント）

新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動停滞等の影響を受け、販売が減少し、売上高は63,913百万円と前期比21.1%の減収、営業利益は2,465百万円と同61.8%の減益となりました。

（環境・プロセスセグメント）

世界的な環境規制強化を背景にした公共投資需要は底堅かったものの、新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動停滞等の影響を受け、販売が減少しました。この結果、売上高は18,337百万円と前期比6.0%の減収、営業利益は1,639百万円と同3.4%の減益となりました。

（医用セグメント）

新型コロナウイルス感染症拡大による通院患者数の減少に伴う病院での検査数減少等の影響を受け、販売が減少し、売上高は21,035百万円と前期比17.0%の減収となりました。この結果、426百万円の営業損失となりました（前期は1,302百万円の営業利益）。

（半導体セグメント）

テレワークやデジタルビジネスの拡大に伴う半導体の需要増加等により半導体メーカーの設備投資が回復し、半導体製造装置メーカー向けの販売が増加しました。この結果、売上高は56,967百万円と前期比20.7%の増収、営業利益は14,052百万円と同31.0%の増益となりました。

(科学セグメント)

新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動停滞等の影響を受け、販売が減少し、売上高は26,825百万円と前期比1.3%の減収となりました。利益面では、利益率の高い製品販売の拡大及び販売費等の経費削減効果等により、営業利益は1,963百万円と同167.4%の増益となりました。

企業集団の事業部門（セグメント）別売上高

〔単位 百万円〕

部 門	第82期 (2019年1月～2019年12月)	第83期(当連結会計年度) (2020年1月～2020年12月)	前 期 比 増 減 (△) 額
自 動 車	81,042	63,913	△17,128
環 境 ・ プ ロ セ ス	19,500	18,337	△1,162
医 用	25,335	21,035	△4,300
半 導 体	47,191	56,967	9,775
科 学	27,170	26,825	△345
合 計	200,241	187,080	△13,161

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額（無形固定資産を含む）は15,165百万円であり、その主なものは堀場儀器(上海)有限公司（中国）の拠点整備や、株式会社堀場テクノサービスの新社屋の建設等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年に予定されている借入の返済に伴う手元流動性及び新型コロナウイルス感染症拡大下での安定した財務基盤を確保するため、金融機関から長期借入金20,000百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年に、2023年を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2023」を策定しました。

MLMAP2023においては、「ONE STAGE AHEAD」のスローガンのもと、当社の創立70周年を迎える2023年に、売上高3,000億円、営業利益400億円、ROE10%以上の達成をめざしております。この計画達成には対処すべき様々な課題があり、計画達成に向けて、以下の3つの重点施策を推進しております。

<重点施策1：Market Oriented Business>

どのような状況下でも人類が存在する限りなくならないと考えられる3つのフィールド、すなわち「Energy & Environment」「Materials & Semiconductor」「Bio & Healthcare」において、独自の分析・計測ソリューションを提供し、社会課題解決へ貢献していきます。この施策を推し進めるため、当社が5つのセグメントでグローバルに保有する技術、営業チャネル、生産拠点、顧客ネットワークを有機的な組み合わせを可能とする、セグメント間の連携を強化した組織体制を整備しました。従来の事業領域の枠を越え、注力する3フィールドにおけるビジネス成長をめざします。

<重点施策2：Solution Provider Beyond Life Cycle Management>

新たなアプローチからお客様の課題解決に貢献する、データマネジメントの領域でのビジネス展開をめざします。このビジネス拡大の基盤として、株式会社堀場テクノサービスの新社屋を建設しました。新社屋をベースに、稼働データを使ったメンテナンスサービスや、計測データを活用してのコンサルティングといった、データマネジメントを中心としたビジネスモデルを確立、新しい価値の提供を実現し、機器販売と高付加価値なサポートの融合を実現します。

<重点施策3：HORIBA Core Values “The Next Stage of Super Dream Team”>

全ての事業活動の原動力となる「強い人財」を作る組織体制を強化します。新型コロナウイルス感染症拡大のなか、在宅勤務制度を拡充した「Good Place勤務制度」（テレワーク制度）等をより活性化させることで、事業活動を継続し、さらに効率化も実現しました。ダイバーシティを推進する「スタンディングプロジェクト」を中心に、働きがいを感じられる職場環境を整備し、既存ビジネスの変革や新ビジネスの創出を加速します。また、資産価値の最大化を実現するために導入した経営指標「HORIBA Premium Value」を用いて、当社グループ全体の資産効率の最適化に向けた活動を加速します。

オーナー（株主）の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2017年1月～2017年12月)	第81期 (2018年1月～2018年12月)	第82期 (2019年1月～2019年12月)	第83期(当連結会計年度) (2020年1月～2020年12月)
受 注 高 (百万円)	211,781	211,615	198,758	178,072
売 上 高 (百万円)	195,399	210,570	200,241	187,080
経 常 利 益 (百万円)	26,608	28,316	20,518	19,399
親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益	16,281	22,313	15,481	13,188
1 株当たり 当期純利益 (円)	386.30	529.24	367.09	312.58
総 資 産 (百万円)	265,920	277,368	315,133	328,068
純 資 産 (百万円)	150,866	162,018	171,615	178,669
1 株当たり 純 資 産 額 (円)	3,565.00	3,826.44	4,053.30	4,217.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 3. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2017年1月～2017年12月)	第81期 (2018年1月～2018年12月)	第82期 (2019年1月～2019年12月)	第83期(当事業年度) (2020年1月～2020年12月)
受 注 高 (百万円)	66,587	66,047	63,283	42,376
売 上 高 (百万円)	62,869	63,702	64,029	50,085
経 常 利 益 (百万円)	10,300	13,507	13,695	8,228
当期純利益 (百万円)	9,092	12,059	11,816	7,258
1 株当たり 当期純利益 (円)	215.72	286.03	280.18	172.02
総 資 産 (百万円)	169,101	172,136	207,503	214,207
純 資 産 (百万円)	99,586	104,657	111,940	114,661
1 株当たり 純 資 産 額 (円)	2,350.70	2,468.74	2,638.66	2,700.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 3. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況 (2020年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 堀 場 エ ス テ ッ ク	1,478百万円	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	10,364千US\$	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	8,802千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホ リ バ A B X 社(フランス)	23,859千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホ リ バ ・ フ ラ ン ス 社(フランス)	7,075千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホ リ バ M I R A 社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング
ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社(フランス)	93,128千Euro	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・UKファイナンス社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・アメリカス・ホールディング社(アメリカ)	190,364千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
堀場(中国)貿易有限公司(中国)	11,800千US\$	100.0%	測定機器の販売、サービス
厚礼博(中国)投資有限公司(中国)	37,650千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理

(注) 議決権比率は、間接所有によるものを含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、事業部門（セグメント）別の主要製品・サービスは次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
自動車	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス測定器、 車載型排ガス測定装置、ドライブラインテストシステム、 エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、燃料電池試験装置、 バッテリー試験装置、車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、 研究開発棟リース
環境・プロセス	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、 環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用 半導体	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置 マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、 残留ガス分析装置
科学	水質計測装置、粒子径分布測定装置、蛍光X線分析装置、元素分析装置、 ラマン分光分析装置、蛍光分光・寿命測定装置、分光器・検出器、 グレーティング（回折格子）

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

株式会社堀場製作所	本社・工場(京都市) びわこ工場(大津市) 西院工場(京都市) HORIBA最先端技術センター(京都市) 東京支店(東京都千代田区) 北海道セールスオフィス(札幌市) 東北セールスオフィス(仙台市) 栃木セールスオフィス(宇都宮市) 東京セールスオフィス(東京都千代田区) 横浜セールスオフィス(横浜市) 浜松セールスオフィス(浜松市) 豊田セールスオフィス(豊田市) 名古屋セールスオフィス(名古屋市) 大阪セールスオフィス(大阪市) 四国セールスオフィス(高松市) 広島セールスオフィス(広島県安芸郡) 九州セールスオフィス(福岡市)
株式会社堀場エステック	本社・工場(京都市) 阿蘇工場(熊本県阿蘇郡) 京都福知山テクノロジーセンター(福知山市)
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	本社・工場(アメリカ/カリフォルニア州) 研究所・工場(アメリカ/ニュージャージー州) 研究所・工場(アメリカ/ネバダ州)
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	本社・工場(ドイツ/オーバーウルゼル市) 支店(ドイツ/ダルムシュタット市)
ホリバABX社(フランス)	本社・工場(フランス/モンペリエ市)
ホリバ・フランス社(フランス)	本社・工場・リサーチセンター(フランス/パレゾー市)
ホリバMIRA社(イギリス)	本社(イギリス/ナニートン市)
ホリバ・ブラジル社(ブラジル)	本社・工場(ブラジル/サンパウロ州)
ホリバ・インド社(インド)	本社(インド/ニューデリー市) テクニカルセンター(インド/プネ市)
ホリバ・コリア社(韓国)	本社・工場(韓国/安養市)
堀場エステック・コリア社(韓国)	本社・工場(韓国/龍仁市)

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

①企業集団の従業員

部 門	従 業 員 数	前期末比増減
自 動 車	2,752名	51名減
環 境 ・ プ ロ セ ス	625名	20名増
医 用	1,197名	46名減
半 導 体	1,035名	35名増
科 学	967名	8名増
全 社 (共 通)	1,693名	15名増
合 計	8,269名	19名減

②当社の従業員

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,222名	50名減	41.7歳	14.5年
女 性	401名	29名減	37.7歳	10.9年
合 計	1,623名	79名減	40.7歳	13.6年

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	30,129百万円
株式会社みずほ銀行	7,449百万円
株式会社三井住友銀行	4,802百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,532,752株 (自己株式335,478株を含む。)
- (3) 株主数 7,532名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,463	8.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,048	7.2
全国共済農業協同組合連合会	1,682	4.0
堀場 厚	1,041	2.5
京都中央信用金庫	830	2.0
株式会社京都銀行	828	2.0
堀場洛楽会投資部会	827	2.0
堀場グループ従業員持株会	743	1.8
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	687	1.6
堀場 弾	641	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (335,478株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2020年12月31日現在)

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権	2009年4月16日	216個	普通株式 21,600株	1株当たり 1円	2009年4月17日～ 2039年4月16日	取締役4名
第2回株式報酬型新株予約権	2010年4月23日	107個	普通株式 10,700株	1株当たり 1円	2010年4月24日～ 2040年4月23日	取締役4名
第3回株式報酬型新株予約権	2011年4月21日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2011年4月22日～ 2041年4月21日	取締役4名
第4回株式報酬型新株予約権	2012年4月24日	114個	普通株式 11,400株	1株当たり 1円	2012年4月25日～ 2042年4月24日	取締役4名
第5回株式報酬型新株予約権	2013年5月8日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり 1円	2013年5月9日～ 2043年5月8日	取締役4名
第6回株式報酬型新株予約権	2014年4月24日	123個	普通株式 12,300株	1株当たり 1円	2014年4月24日～ 2044年4月23日	取締役4名
第7回株式報酬型新株予約権	2015年5月8日	95個	普通株式 9,500株	1株当たり 1円	2015年5月9日～ 2045年5月8日	取締役4名
第8回株式報酬型新株予約権	2016年5月10日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2016年5月11日～ 2046年5月10日	取締役4名
第9回株式報酬型新株予約権	2017年5月9日	82個	普通株式 8,200株	1株当たり 1円	2017年5月10日～ 2047年5月9日	取締役5名
第10回株式報酬型新株予約権	2018年5月8日	88個	普通株式 8,800株	1株当たり 1円	2018年5月9日～ 2048年5月8日	取締役5名
第11回株式報酬型新株予約権	2019年4月19日	139個	普通株式 13,900株	1株当たり 1円	2019年4月20日～ 2049年4月19日	取締役5名
第12回株式報酬型新株予約権	2020年4月24日	180個	普通株式 18,000株	1株当たり 1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	取締役5名

(注) 1. 社外取締役及び監査役は含まれておりません。

2. 第1回株式報酬型新株予約権から第4回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。
- (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3. 第5回株式報酬型新株予約権から第12回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
4. 上記の新株予約権の個数及び数には、執行役員の地位であった時に交付されていたものを含みます。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	交付者数
第12回株式報酬型新株予約権	2020年4月24日	82個	普通株式 8,200株	1株当たり 1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	執行役員16名
第12回株式報酬型新株予約権	2020年4月24日	61個	普通株式 6,100株	1株当たり 1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	子会社の取締役 及び執行役員14名

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

1. 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
2. その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀 場 厚	代表取締役会長兼グループCEO	株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役
齊 藤 壽 一	代表取締役副会長兼グループCOO	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長
足 立 正 之	代 表 取 締 役 社 長	ホリバ・フランス社（フランス） 経営監督委員会議長
大 川 昌 男	常 務 取 締 役 (管理本部長兼東京支店長)	
長 野 隆 史	取 締 役	ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役会長
杉 田 正 博	取 締 役	株式会社七十七銀行 社外取締役
東伏見 慈 晃	取 締 役	宗教法人青蓮院 代表責任役員 門主 株式会社片岡製作所 社外監査役
竹 内 佐和子	取 締 役	東京音楽大学 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役
中 峯 敦	監 査 役 (常 勤)	
山 田 啓 二	監 査 役	京都産業大学 学長特別補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役
田 邊 智 子	監 査 役	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員講師

- (注) 1. 取締役 杉田正博、東伏見慈晃、竹内佐和子は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田啓二、田邊智子は、社外監査役であります。
3. 監査役 山田啓二は、地方行政等における豊富な経験や経歴を通じて幅広い見識を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 田邊智子は、企業経営者としての経験を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の監査役の異動

就任 2020年3月28日開催の第82回定時株主総会において、中峯敦、山田啓二、田邊智子が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

退任 2020年3月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、宇野敏彦、石角完爾、石田敬輔が任期満了により監査役を退任いたしました。

7. 当事業年度中に、次のとおり取締役及び監査役の重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	重要な兼職の状況		
	異動前	異動後	異動年月日
竹 内 佐和子	東京音楽大学 客員教授 山形大学工学部（学術院） 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役	東京音楽大学 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役	2020年3月31日
山 田 啓 二	京都産業大学 学長補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役	京都産業大学 学長特別補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役	2020年4月1日
山 田 啓 二	京都産業大学 学長特別補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役	京都産業大学 学長特別補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役	2020年11月26日
田 邊 智 子	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員講師	2020年4月1日

8. 当事業年度中に、次のとおり取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏 名	地位及び担当		
	異動前	異動後	異動年月日
長 野 隆 史	取締役 (GLOBAL ATS BOARD LEADER)	取締役	2020年1月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名 7 億 831 万円（うち社外 3 名 1,800 万円）

監査役 6 名 2,580 万円（うち社外 4 名 1,200 万円）

（注） 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013 年 3 月 23 日開催の第 75 回定時株主総会において年額 7 億円以内（うち社外取締役分 2,000 万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額の内訳は、連結純利益に連動する報酬として上限 5 億円、下限 0 円、定期同額給与等の基本報酬として 2 億円以内としております（ただし、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとする。）。また、これとは別枠にて、2009 年 3 月 28 日開催の第 71 回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額 7,000 万円以内の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に割当てることを決議いただいております。
3. 上記の取締役に対する報酬等の額には、当事業年度に係る連結純利益に連動する報酬 4 億 9,000 万円及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権 6,031 万円（取締役 5 名）が含まれております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007 年 3 月 24 日開催の第 69 回定時株主総会において年額 5,000 万円以内と決議いただいております。
5. 当社は、2007 年 3 月 24 日開催の第 69 回定時株主総会終結の時をもって社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度について廃止（社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役については 2009 年 3 月 28 日開催の第 71 回定時株主総会終結の時をもって廃止）し、その支給の時期は当該役員の退任時とすることを決議しております。これに基づき、上記の報酬のほか、役員退職慰労金を次のとおり支給します。

退任監査役 2 名 720 万円

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	杉 田 正 博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、国際経験豊かで、金融に関する造詣も深いうえ、取締役及び監査役としての経験も有しており、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
取 締 役	東 伏 見 慈 晃	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や、金融機関での勤務経験等に基づき、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
取 締 役	竹 内 佐 和 子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、経営工学の専門的見識や、当社の主要な拠点がある欧州での国際経験に基づき、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
監 査 役	山 田 啓 二	2020年3月28日就任後開催の取締役会10回のうち全てに、また、就任後開催の監査役会11回のうち全てにそれぞれ出席し、地方行政における豊富な経験や、経歴を通じて培われた幅広い見識から、当社の経営について有用な指摘、意見をいただいております。
監 査 役	田 邊 智 子	2020年3月28日就任後開催の取締役会10回のうち全てに、また、就任後開催の監査役会11回のうち全てにそれぞれ出席し、医師としての医療における知見や、企業経営に関する高い見識から、当社の経営について有用な指摘、意見をいただいております。

②重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役	杉 田 正 博	株式会社七十七銀行 社外取締役
取 締 役	東 伏 見 慈 晃	宗教法人青蓮院 代表責任役員 門主 株式会社片岡製作所 社外監査役
取 締 役	竹 内 佐 和 子	東京音楽大学 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役
監 査 役	山 田 啓 二	京都産業大学 学長特別補佐兼法学部法政策学科 教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役
監 査 役	田 邊 智 子	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員講師

- (注) 1. 監査役 田邊智子が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社グループとの間には、健康診断等に関する取引関係があります。同社における当社グループからの当該取引額の割合は、同社の直近の会計年度における売上高に対し、0.28%であります。なお、当社グループにおける同社からの取引はありません。また、同氏が生理学教室 統合生理部門 客員講師を務める京都府立医科大学と当社グループとの間には、共同研究及び製品の販売等に関する取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学を運営する京都府公立大学法人の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満です。この他、当社グループにおける同法人からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.01%未満です。
2. その他の社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別の関係はありません。
3. 当社では、「独立社外役員の独立性判断基準」を当社ウェブサイト (<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/>) に掲載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 50百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である連結パッケージデータを活用したマクロ分析助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

- ii. コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。
- iii. 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。
- iv. 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「i.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。
- v. 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- vi. 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
- ii. 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。
- iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。
- iv. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。

また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務

または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

- ii. 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

- ⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。
- ⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 当社の上記体制の運用状況

- ①コンプライアンスに対する取組みの状況
ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見・是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。
また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。
- ②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況
定例取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。
取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しております。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に2～4回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定などを行っております。
また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定し、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、当社グループ従業員全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。

④当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしております。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従って監査を実施し、取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

弁護士、公認会計士などの外部専門家との連携、監査担当部署などとの社内の連携を図っております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを含む「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、2013年2月14日開催の取締役会において、2013年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30%を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

[単位 百万円]

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	223,959	流 動 負 債	72,797
現 金 及 び 預 金	114,537	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,264
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	50,873	短 期 借 入 金	9,548
有 価 証 券	1,965	未 払 金	15,092
商 品 及 び 製 品	18,578	未 払 法 人 税 等	4,042
仕 掛 品	16,786	前 受 金	15,473
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,886	賞 与 引 当 金	919
そ の 他	8,364	製 品 保 証 引 当 金	2,331
貸 倒 引 当 金	△ 1,032	そ の 他	5,124
固 定 資 産	104,108	固 定 負 債	76,601
有 形 固 定 資 産	82,071	社 債	30,000
建 物 及 び 構 築 物	40,874	長 期 借 入 金	37,518
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	11,386	繰 延 税 金 負 債	836
土 地	15,315	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,237
建 設 仮 勘 定	9,630	そ の 他	6,009
そ の 他	4,863	負 債 合 計	149,399
無 形 固 定 資 産	4,625	純 資 産 の 部	
の れ ん	944	株 主 資 本	179,509
ソ フ ト ウ エ ア	2,375	資 本 金	12,011
借 地 権	563	資 本 剰 余 金	18,599
そ の 他	743	利 益 剰 余 金	150,222
投 資 そ の 他 の 資 産	17,411	自 己 株 式	△ 1,323
投 資 有 価 証 券	10,605	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 1,545
退 職 給 付 に 係 る 資 産	321	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,363
繰 延 税 金 資 産	3,844	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
そ の 他	2,686	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 5,839
貸 倒 引 当 金	△ 46	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 75
資 産 合 計	328,068	新 株 予 約 権	697
		非 支 配 株 主 持 分	6
		純 資 産 合 計	178,669
		負 債 純 資 産 合 計	328,068

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

[単位 百万円]

科 目	金 額	
売上高		187,080
売上原価		110,648
売上総利益		76,431
販売費及び一般管理費		56,737
営業利益		19,694
営業外収益		
受取利息	280	
受取配当金	170	
助成金収入	182	
雑収入	204	838
営業外費用		
支払利息	466	
為替差損	444	
シンジケートローン手数料	133	
雑損	89	1,133
経常利益		19,399
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	554	
ゴルフ会員権売却益	31	610
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	51	
事業構造改善費用	1,136	1,188
税金等調整前当期純利益		18,821
法人税、住民税及び事業税	5,891	
法人税等調整額	△256	5,634
当期純利益		13,187
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1
親会社株主に帰属する当期純利益		13,188

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

連結監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

[単位 百万円]

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	110,484	流 動 負 債	33,455
現 金 及 び 預 金	62,552	支 払 手 形	163
受 取 手 形	3,253	電 子 記 録 債 務	11,327
売 掛 金	11,889	買 掛 金	4,608
有 価 証 券	1,900	関係会社短期借入金	1,035
商 品 及 び 製 品	1,546	未 払 金	6,474
仕 掛 品	8,651	未 払 費 用	608
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,995	未 払 法 人 税 等	1,959
未 収 入 金	17,736	未 前 受 金	5,610
そ の 他 金	999	賞 与 引 当 金	103
貸 倒 引 当 金	△39	製 品 保 証 引 当 金	816
固 定 資 産	103,723	そ の 他	748
有 形 固 定 資 産	21,070	固 定 負 債	66,090
建 築 物	11,342	社 債	30,000
構 築 物	496	長 期 借 入 金	35,120
機 械 及 び 装 置	1,231	そ の 他	970
車 両 運 搬 具	105	負 債 合 計	99,546
工 具、器 具 及 び 備 品	1,603	純 資 産 の 部	
土 地	6,204	株 主 資 本	109,883
建 設 仮 勘 定	88	資 本 金	12,011
無 形 固 定 資 産	1,179	資 本 剰 余 金	18,612
ソ フ ト ウ エ ア	1,145	資 本 準 備 金	18,612
そ の 他	33	利 益 剰 余 金	80,582
投 資 其 他 の 資 産	81,473	利 益 準 備 金	817
投 資 有 価 証 券	10,007	そ の 他 利 益 剰 余 金	79,764
関 係 会 社 株 式	63,710	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	25
関 係 会 社 出 資 金	3,735	別 途 積 立 金	70,589
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,675	繰 越 利 益 剰 余 金	9,150
長 期 預 金	1,500	自 己 株 式	△1,323
そ の 他	1,135	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,079
貸 倒 引 当 金	△1,291	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,073
資 産 合 計	214,207	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
		新 株 予 約 権	697
		純 資 産 合 計	114,661
		負 債 純 資 産 合 計	214,207

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

[単位 百万円]

科 目	金 額	
売上高		50,085
売上原価		32,045
売上総利益		18,040
販売費及び一般管理費		15,605
営業利益		2,434
営業外収益		
受取利息	134	
受取配当金	5,481	
雑収入	3,262	8,878
営業外費用		
支払利息	70	
社債利息	143	
為替差損	227	
雑損失	2,642	3,083
経常利益		8,228
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	554	
債務保証損失引当金戻入額	55	613
特別損失		
固定資産除却損	7	
貸倒引当金繰入額	756	764
税引前当期純利益		8,078
法人税、住民税及び事業税	801	
法人税等調整額	19	820
当期純利益		7,258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

連結監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

株式会社堀場製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 中 峯 敦	印
社 外 監 査 役 山 田 啓	印
社 外 監 査 役 田 邊 智 子	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
1	ほり ば あつし 堀 場 厚 (1948年2月5日生)	1972年9月 当社入社 1977年12月 当社海外技術部長 1981年3月 当社海外本部長 1982年6月 当社取締役就任 1988年6月 当社専務取締役就任 1989年6月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 1992年1月 当社代表取締役社長就任 1995年6月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック） 代表取締役社長就任 2002年8月 厚利巴儀器（上海）有限公司（中国）（現堀場儀器（上海）有限公司（中国）） 取締役会長（董事長）就任 2005年6月 当社代表取締役会長兼社長就任 2016年4月 株式会社堀場エステック代表取締役会長就任 現在に至る 2018年1月 当社代表取締役会長兼グループCEO就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役	1,041,022株
【取締役候補者とした理由】 1992年から2017年末に至るまで約26年間にわたり当社代表取締役社長を務め、2018年からは当社代表取締役 役会長兼グループCEOとして、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有してお り、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化やグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引 き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
2	さい とう じゅ いち 齊 藤 壽 一 (1958年2月10日生)	1982年 3 月 当社入社 1997年 3 月 当社エンジン計測企画開発部長 2002年 2 月 ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）取締役社長就任 2002年 6 月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2004年 6 月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 2005年 6 月 当社取締役就任 株式会社堀場エステック常務取締役就任 2008年 6 月 同社取締役副社長就任 2012年 1 月 当社経営戦略本部長 2013年 3 月 当社取締役副社長就任 2016年 3 月 当社代表取締役副社長就任 2018年 1 月 当社代表取締役副会長兼グループCOO就任 現在に至る 2018年 4 月 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長	18,928株
	【取締役候補者とした理由】 経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験に加え、アメリカ子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、2018年からはグループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

事業報告

連結計算書類

連結監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
3	あ だち まさ ゆき 足 立 正 之 (1962年11月1日生)	1985年 3 月 当社入社 1999年 3 月 当社エンジン計測開発部長 2003年 3 月 当社エンジン計測システム統括部長 2005年 9 月 当社自動車計測システム統括部長 2006年 6 月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2007年 1 月 ホリバ・インターナショナル社（アメリカ） （現ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ））社長就任 2010年 4 月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年 1 月 当社開発本部長兼開発統括室長 2014年 3 月 当社取締役就任 2014年 4 月 ホリバ・ジョバンイボン社（フランス） （現ホリバ・フランス社（フランス））代表取締役社長就任 2016年 1 月 同社経営監督委員会議長就任 現在に至る 2016年 3 月 当社専務取締役就任 2018年 1 月 当社代表取締役社長就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・フランス社（フランス） 経営監督委員会議長	14,070株
	【取締役候補者とした理由】 開発本部での豊富な経験やアメリカ・フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、2018年からは当社代表取締役社長として当社の経営を担い、さらなる技術力強化を通じ企業価値向上を実現するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
4	おお かわ まさ お 大 川 昌 男 (1966年3月13日生)	1988年 4 月 日本銀行入行 2003年 9 月 同行フランクフルト事務所長 2013年 5 月 同行高松支店長 2015年 6 月 同行京都支店長 2017年 1 月 同行退行 2017年 1 月 当社入社 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2017年 3 月 当社管理本部長兼東京支店長 現在に至る 2018年 3 月 当社常務取締役就任 現在に至る	10,692株
【取締役候補者とした理由】 前職の金融機関でのグローバルな経験から、グローバル財務戦略の構築並びに当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを強化するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

事業報告

連結計算書類

連結監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
5	なが の たか し 長 野 隆 史 (1962年4月13日生)	1985年 3 月 当社入社 1999年 3 月 当社エンジン計測企画開発部長 2001年 3 月 当社エンジン計測システム統括部長 2003年12月 ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長就任 2005年 6 月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2006年 6 月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年 1 月 当社営業本部長 2011年 4 月 ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長兼CEO就任 2013年 4 月 同社CEO就任 2014年 4 月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長就任 2016年 3 月 当社取締役就任 現在に至る 2016年 4 月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役会長就任 現在に至る 2018年 1 月 当社GLOBAL ATS BOARD LEADER 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役会長	12,030株
	【取締役候補者とした理由】 自動車セグメントや営業本部での豊富な経験やドイツ・韓国の子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、激動する自動車業界へ対応するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものがあります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
6	たけうち さ わ こ 竹内佐和子 (1952年7月9日生)	1984年 4 月 フランス応用数理経済研究所客員研究員 1988年10月 エコール・ナショナル・デ・ポンゼシヨセ（フランス） 国際経営大学院（MIB）副所長 1994年 9 月 株式会社長銀総合研究所主席研究員 1998年 4 月 東京大学大学院工学系研究科助教授 2002年 4 月 東洋大学経済学部教授 2004年10月 世界銀行アジア太平洋部門都市開発セクター（中国担当） 2005年 7 月 外務省参与・大使 2005年10月 京都大学工学研究科客員教授 2011年 4 月 パリ日本文化会館（国際交流基金）館長 2016年 3 月 当社取締役就任 現在に至る 2016年 4 月 文部科学省顧問就任 2017年 6 月 山形大学工学部（学術院）特任教授 2018年 4 月 東京音楽大学客員教授 現在に至る 山形大学工学部（学術院）客員教授 2019年 6 月 サクサホールディングス株式会社社外取締役就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 東京音楽大学 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 経営工学の専門的見識や、当社の主要な拠点がある欧州での国際経験を当社の経営に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

事業報告

連結計算書類

連結監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 【地位及び担当並びに重要な兼職の状況】	所有する 当社株式の数
7	※ と や ま は る ゆ き 外 山 晴 之 (1959年3月23日生)	1982年4月 日本銀行入行 2000年1月 国際通貨基金日本国理事代理 2004年8月 同行岡山支店長 2006年7月 同行決済機構局参事役 2009年3月 同行金融市場局長 2011年5月 同行米州統括役 2012年11月 同行国際局長 2014年8月 同行退行 2015年3月 弁護士登録 2015年6月 日立建機株式会社 社外取締役就任 現在に至る 2019年1月 岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 現在に至る 【重要な兼職の状況】 岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 日立建機株式会社 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 企業法務を専門とされる弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
8	※ まつ だ ふみ ひこ 松 田 文 彦 (1960年12月3日生)	1998年 8 月 フランス国立ジェノタイプングセンター部長（遺伝子同定部門） 2003年 4 月 京都大学医学研究科社会健康医学専攻教授（ゲノム情報疫学）（併任） 2004年 4 月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター教授 （疾患ゲノム疫学解析部門）（併任） 2007年 1 月 フランス国立医学研究機構（INSERM） 研究ユニット U.852 リサーチディレクター（併任） 2008年11月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター長 現在に至る 2014年10月 京都大学理事補（国際担当） 2015年 4 月 京都大学数理解析研究所客員教授 現在に至る 2016年11月 パスツール研究所・京都大学国際共同研究ユニット 研究コーディネータ 現在に至る 2018年 4 月 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻専攻長 現在に至る 2018年11月 ジェノコンシェルジュ京都株式会社取締役（最高顧問）就任 現在に至る 2020年10月 京都大学総長首席学事補佐 現在に至る 2020年11月 RADDAR-J for Society株式会社取締役（最高顧問）就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 京都大学 総長首席学事補佐 ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役（最高顧問） RADDAR-J for Society株式会社 取締役（最高顧問）	0株
【社外取締役候補者とした理由】 ウイルス、免疫、ゲノム等の医療分野に関わる専門知識、総長首席学事補佐等の役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験を当社の経営に活かしていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

（注） 1. 竹内佐和子氏は、当社の取引先であった山形大学に客員教授として2020年3月31日まで在籍しておりましたが、現在は退任しております。なお、直近の連結会計年度において、同大学と当社との間に取引関係はなく、同氏の独立性に問題はありません。

2. 松田文彦氏が総長主席学事補佐等を務める京都大学と当社グループとの間には、研究開発及び製品の販売等による取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満であります。この他、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.03%未満であります。また、同氏が取締役（最高顧問）を務めるジェノコンシェルジュ京都株式会社において、当社代表取締役会長兼グループCEO堀場厚氏はアドバイザーを務めております。堀場厚氏は企業経営者の観点から、同社に対して企業経営等に関する助言を行っておりますが、同社から報酬は受け取っておりません。なお、同社と当社グループの間に直接的な取引関係はありません。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
3. その他、各取締役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者 竹内佐和子氏、外山晴之氏、松田文彦氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社では、「取締役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております（当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/>））。本議案における社外取締役候補者3氏は、全てこの基準を満たしております。
- この他、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 当社社外取締役就任期間
竹内佐和子氏の当社社外取締役就任期間は、2016年3月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって5年であります。
- (2) 責任限定契約の締結
当社と、竹内佐和子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。竹内佐和子氏の再任が承認可決された場合、当社は竹内佐和子氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、外山晴之氏、松田文彦氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- (3) 独立役員の届出
当社は、竹内佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。竹内佐和子氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、外山晴之氏、松田文彦氏の選任が承認可決された場合、両氏は新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6. ※は新任の候補者であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険により補填することとしております。なお、新任の候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。

以 上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

(1) ご注意事項

- ・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、このウェブサイトは携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ・本総会の議決権行使でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようにご注意ください。
なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(2) お問い合わせ先

- ・議決権行使でのパソコンの操作方法について
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(652)031（受付時間 9:00～21:00）
- ・その他のご照会は、次の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社
 - ②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(782)031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会会場ご案内図

京都市南区吉祥院前河原町18番地

堀場テクノサービス本社ビル 6階 テクノプラザ



■公共交通機関等のご案内

- ・ J R ご利用
「西大路駅」出口より徒歩約15分
- ・ 阪急電車ご利用
「西京極駅」出口より徒歩約20分
- ・ 京都市バスご利用
「西大路八条」より徒歩約10分
「葛野大路八条」より徒歩約5分
- ・ タクシーご利用
「J R 京都駅」より約15分

■お知らせ

- ・ 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**
- ・ **会場が前回と異なっておりますので、ご注意ください。**
- ・ 会場内の座席は前後・左右の間隔を拡げて設置し、座席数は100席程度とさせていただきます。**満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**

※本年はご出席株主様へのお土産の配布はいたしません。
また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。